

東館南集会所

〒329-0611

上三川町大字上三川1223-1

☎(56)8506

5月の開故事業「キャンドル作り」

- ▶期日=5月23日(日) 午前10時から
- ▶場所=東館南集会所
- ▶講師=小野崎 洋子先生おのざき ようこ
- ▶材料費=1,000円
- ▶定員=5人(申し込み順・町内在住または勤務の方)
- ▶申し込み期間=5月10日(月)~21日(金)



バラのキャンドル

▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎(56)9159

「女性の権利 男女共同参画社会の実現」

日本国憲法では、「男女の同権・平等」が定められています。この「男女平等」という考え方は、今日でこそ当然の事になりました。しかし、過去の歴史では長い間、女性は男性より低い地位に置かれてきました。日本では大正デモクラシーにより、大正14(1925)年に普通選挙が実現します。しかし、この時に選挙権が与えられたのは男性のみでした。女性に参政権が与えられるのはその20年後の昭和20(1945)年です。翌年に行われた戦後初の衆議院選挙では1380万人の女性が初めて国政選挙に投票し、39名の女性国会議員が誕生しました。

○男女雇用機会均等法

男女平等のための法律の整備はその後も着々と進みました。昭和61(1986)年に施行された「男女雇用機会均等法」では採用や待遇、定年など雇用の分野での性別による差別が禁止されました。それまで女性の職業とされてきた看護婦が看護師に、スチュワーデスが客室乗務員に、保母が保育士に、それぞれ名称が変更されたのもこの法律の影響です。平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、国や地方自治体が男女共同参画を積極的に推進することが規定されました。

○男女共同参画社会実現のために

男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められていますが、解決すべき課題はあります。例えば雇用の分野では、管理職に就く女性の割合が低いことが指摘されます。男女の平均賃金の格差も残っています。その根本の原因として「男は仕事、女は家庭」というように男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っていることが挙げられます。男女共同参画の現状に関する栃木県の調査(2019年)では、県内の市町の自治会長3,966人のうち、女性は108人(2.7%)で全国平均(6.1%)の半分以下です。一方、県内企業で育児休業を取得する男性社員の割合は2014年の0.8%が2019年には8.9%に上昇するなど、少しずつ意識変革が進んできている面も見られます。

男女が、社会の対等な構成員として、性別にとらわれることなく、自らの意志によって、家庭、地域、職場、その他のあらゆる分野の活動に参画できるような「男女共同参画社会」の実現が求められます。

▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎(56)9159